

山口県公文書等管理条例施行規則（案）

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県公文書等管理条例（令和五年山口県条例第一号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(条例第二条第二項第三号の規則で定める施設)

第二条 条例第二条第二項第三号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 山口県政資料館
- 二 山口県刊行物センター
- 三 山口県総合企画部統計分析課統計資料室
- 四 山口県点字図書館
- 五 山口県立美術館
- 六 山口県立萩美術館・浦上記念館
- 七 山口県埋蔵文化財センター
- 八 山口県議会図書室
- 九 山口県立山口図書館
- 十 山口県立山口博物館
- 十一 公立大学法人山口県立大学図書館
- 十二 公立大学法人山口県立大学郷土文学資料センター

(条例第二条第二項第三号の歴史的な資料等の範囲)

第三条 条例第二条第二項第三号の歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料は、次に掲げる方法により、特別の管理がされているものとする。

- 一 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。
- 二 当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。
- 三 次に掲げるものを除き、一般の利用の制限が行われていないこと。
 - イ 当該資料に山口県情報公開条例（平成九年山口県条例第十八号。以下「情報公開条例」という。）第七条第一号及び第三号に掲げる情報が記録されていると認められる場合にあっては、当該資料（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。
 - ロ 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人その他の団体（国、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第二項に規定する独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合にあっては、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。
 - ハ 当該資料の原本を利用されることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合にあっては、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。
- 四 当該資料の利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。
- 五 当該資料に個人情報が記録されている場合にあっては、当該個人情報の漏えいの防

止のために必要な措置を講じていること。

(条例第二条第三項の規則で定める基準)

第四条 条例第二条第三項の規則で定める基準は、次の各号に掲げるもののいずれかに関する重要な情報が記録されていることとする。

- 一 実施機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績
- 二 県民の権利及び義務
- 三 県民を取り巻く社会環境及び自然環境
- 四 県の歴史、文化、学術及び事件

(簿冊等の分類、名称及び保存期間)

第五条 実施機関は、当該実施機関における能率的な事務及び事業の処理に資するとともに、県の有する諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるよう、条例第五条第一項及び第三項の規定により、公文書及び簿冊について、当該実施機関の事務及び事業の性質、内容等に応じて系統的に分類し、分かりやすい名称を付さなければならない。

2 条例第五条第一項の保存期間は、次の各号に掲げる公文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 他の法令、条例又は規則による保存期間の定めがある公文書 当該法令、条例又は規則で定める期間
- 二 前号に掲げる公文書以外のもの 実施機関の事務及び事業の性質、内容等に応じて実施機関が公文書管理規程で定める期間

3 実施機関は、公文書が歴史公文書に該当する場合には、一年以上の保存期間を設定しなければならない。

4 条例第五条第一項の保存期間の起算日は、公文書を作成し、又は取得した日（以下「文書作成取得日」という。）の属する年度の翌年度の四月一日とする。ただし、当該日以外の日（文書作成取得日から二年以内の日に限る。）を起算日とすることが当該公文書の適切な管理に資すると実施機関が認める場合にあっては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

- 一 文書作成取得日から一年以内の日を起算日とする場合 実施機関が適当と認める日
- 二 文書作成取得日から一年を超える二年以内の日を起算日とする場合 実施機関が公文書管理規程で定める日

5 条例第五条第三項の保存期間は、簿冊にまとめられた公文書の保存期間とする。

6 条例第五条第三項の保存期間の起算日は、公文書を簿冊にまとめた日のうち最も早い日（以下この項及び第七条第一項第七号において「簿冊作成日」という。）の属する年度の翌年度の四月一日とする。ただし、当該日以外の日（簿冊作成日から二年以内の日に限る。）を起算日とすることが当該公文書の適切な管理に資すると実施機関が認める場合にあっては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

- 一 簿冊作成日から一年以内の日を起算日とする場合 実施機関が適当と認める日
- 二 簿冊作成日から一年を超える二年以内の日を起算日とする場合 実施機関が公文書管理規程で定める日

7 第二項、第四項及び第五項の規定にかかわらず、実施機関は、公文書の適切な管理に資すると認める場合には、簿冊の保存期間の起算日以後に作成し、又は取得した公文書

であって当該簿冊に係る事務又は事業に附帯する事務又は事業に関するものについて、保存期間を文書作成取得日から当該簿冊の保存期間の満了する日までとし、当該簿冊にまとめることができる。

- 8 第四項及び第六項の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする公文書及び当該公文書がまとめられた簿冊については、適用しない。

(保存期間の延長)

第六条 実施機関は、条例第五条第四項の規定に基づき、次の各号に掲げる簿冊等について保存期間を延長する場合は、当該簿冊等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該簿冊等を保存しなければならない。この場合において、一の区分に該当する簿冊等が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、保存しなければならない。

- 一 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間
 - 二 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間
 - 三 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して一年間
 - 四 情報公開条例第六条第一項に規定する開示請求があったもの 情報公開条例第十一條各項の決定の日の翌日から起算して一年間
 - 五 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第七十六条第二項に規定する開示請求、同法第九十条第二項に規定する訂正請求又は同法第九十八条第二項に規定する利用停止請求があったもの 同法第八十二条各項、第九十三条各項又は第一百一条各項の決定の日の翌日から起算して一年間
- 2 実施機関は、その職務の遂行上必要があると認めるときには、一定の期間を定めて簿冊等の保存期間を延長することができる。

(簿冊管理簿の記載事項等)

第七条 条例第七条第一項の規定により簿冊管理簿に記載しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 分類
 - 二 名称
 - 三 保存期間
 - 四 保存期間の満了する日
 - 五 保存期間が満了したときの措置
 - 六 保存場所
 - 七 文書作成取得日（簿冊にあっては、簿冊作成日）の属する年度その他これに準ずる期間
 - 八 前号の日において簿冊等を現に管理すべき者が所属していた課等（山口県行政組織規則（昭和四十三年山口県規則第十五号）第三条第一号に規定する本庁の課及び同条第二号に規定する出先機関（これらに相当する組織を含む。）をいう。以下同じ。）
 - 九 媒体の種別
 - 十 簿冊等を現に管理すべき者が所属している課等
- 2 実施機関は、簿冊管理簿を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実

に記録しておくことができる物を含む。) をもって調製しなければならない。

(条例第七条第一項ただし書の規則で定める期間)

第八条 条例第七条第一項ただし書の規則で定める期間は、一年とする。

(新保存期間等の設定)

第九条 第六条第一項の規定は、条例第八条第一項の規定により新保存期間等の設定をする場合について準用する。この場合において、第六条第一項中「第五条第四項」とあるのは「第八条第一項」と、「保存期間を延長する」とあるのは「新保存期間等の設定をする」と読み替えるものとする。

(条例第三十四条第二号の規則で定める軽微な変更)

第十条 条例第三十四条第二号の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 他の法令、条例若しくは実施機関が定める規則その他の規程の制定若しくは改廃又は実施機関の組織の変更に伴い当然必要とされる規定の整理
- 二 前号に掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更

(その他)

第十二条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 実施機関は、簿冊管理簿に係る情報システムの整備に相当の期間を要する場合その他の第七条第一項各号に掲げる事項を簿冊管理簿に記載することが困難である場合には、これらの規定にかかわらず、当分の間、その記載することが困難な事項を記載しないことができる。